



8.25 デジタル監視社会に反対する 法律家ネット記者会見

成立したデジタル監視法の問題点
と今後の課題

総理大臣をトップとする警察監視
国家を現実のものとしないうために

海渡雄一

デジタル監視社会に反対する
法律家ネットワーク共同代表

プライバシーは民主主義と人格権の基礎

プライバシー権は表現の自由と民主主義の基礎である

▶人は監視されていると感じると、自らの価値観に基づいて自律的に判断し、自由に情報を収集し、表現することが困難になる。プライバシー権は、表現の自由と民主主義の基礎となる極めて重要な人権である。

▶大量の情報が集積される現代にあっては、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度のものに限定し、また、目的の異なるデータは統合して管理してはならない。

▶このような公権力の法的権限と手続を厳格に定め、これが守られていることを監視・監督するための法制度が必要である。

カナタチ氏 「日本にはプライバシー保護のための制度が必要」



▶▶ 共謀罪の法案審議が頂点を迎えていた2017年5月、国連人権理事会の任命するプライバシー問題に関する特別報告者であるジョゼフ・カナタチ氏が、公開書簡を安倍首相に送った。

▶ 監視システムは、使用前に法律によって定められなければならない、実際の監視が行われる前に、事前の独立した認可を受けなければならない。

▶ 国家による個人の行動の意図的な監視は、対象を特定し、合理的な疑いに基づいてのみ可能である。

▶ 国際的な監視システムが必要である。

デジタル改革関連法による 個人情報の一元管理は何を招くか

共通仕様化と情報の紐づけによって捜査機関と他の行政機関、地方自治体、銀行などの民間企業の即時情報共有が可能となる可能性がある。

▶情報の第三者提供を認める個人情報保護法の例外規定が厳格に運用される保証はない。

▶「所掌事務の遂行に必要」（69条2項2号）、「業務の遂行に必要」（同項3号）が、今後拡大解釈されることにより、個人の同意が必要との原則が骨抜きにされる恐れは否定できない。

▶これまで必要とされた捜査照会のひと手間すらも省略し、捜査官のコンピューターの操作だけで、集積された情報の中から必要な情報を取り出すことができるようになる可能性がある。

マイナンバーシステムの下に免許証も保険証も銀行口座も名寄せされる

- ▶警察は、運転免許システムという最大の個人情報システムを管理運用してきたが、厚労省が所管していた保険証システムとともに、マイナンバーシステムの下に統合化されようとしている。
- ▶また、公的給付のために銀行口座とマイナンバーを紐づけし、同意を条件にすと言いながら、国に届け出ることが半ば強制されようとしている。
- ▶デジタル庁は、内閣官房に置かれ警察の出先ともみなせる内閣情報調査室と緊密な関係を持つことが予想される。

危惧される同意原則の骨抜き化

- ▶ GDPR(EUデータ保護規則)においても、個人の同意が個人情報保護原則の核とされている。
- ▶これが軟化される危険性があり、また、マイナンバーカードに、運転免許証と保険証をはじめとして多くのカード機能が付加され、またマイナンバーカードをスマホに搭載することも検討されている。
- ▶多くの情報が突合・検索されて、個人のプライバシーがデジタル庁からは自由に串刺しで検索できるシステムとなる可能性がある。

改正個人情報保護法

「第69条（利用及び提供の制限）」

行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」

デジタル庁はどんな役所か？

内閣に置かれるデジタル庁は特異な組織 金融庁、消費者庁と並びで何が不足なの？

▶「内閣にデジタル庁を設置する」

▶金融庁や消費者庁などは「内閣府」に置かれているが、デジタル庁は「内閣」に置かれる。内閣に置かれた庁は、時限組織である復興庁のみである。

▶デジタル庁は分担管理事務として「デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進」(2項事務)が任務とされていることはわかりやすいが、「デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整」(1項事務)の職務が内閣補助事務として、その任務とされている

▶「**デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助ける**」組織

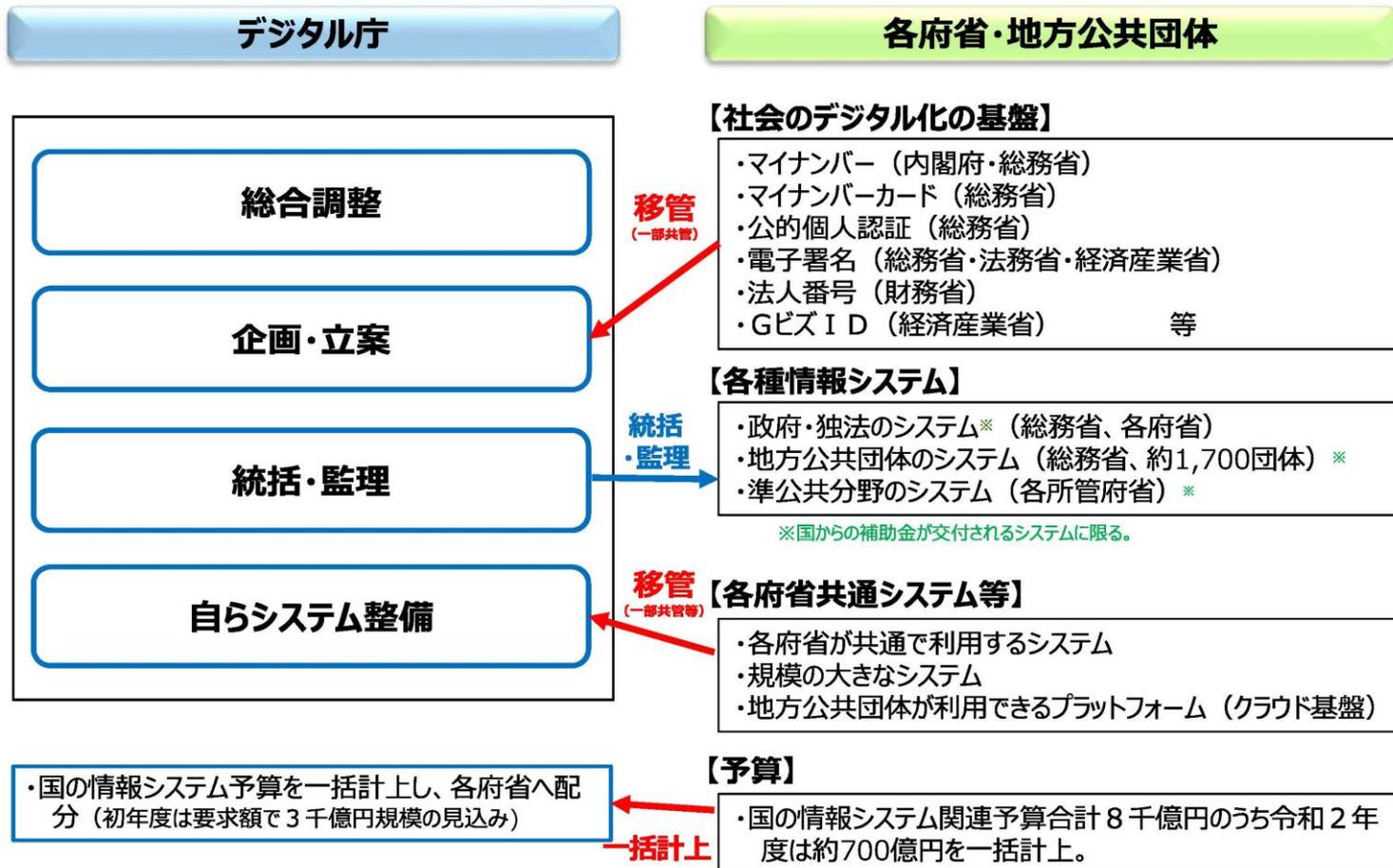
また、デジタル庁の組織としては、「デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣とする」とされ、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置くとされている。

各機関の上に君臨するデジタル庁

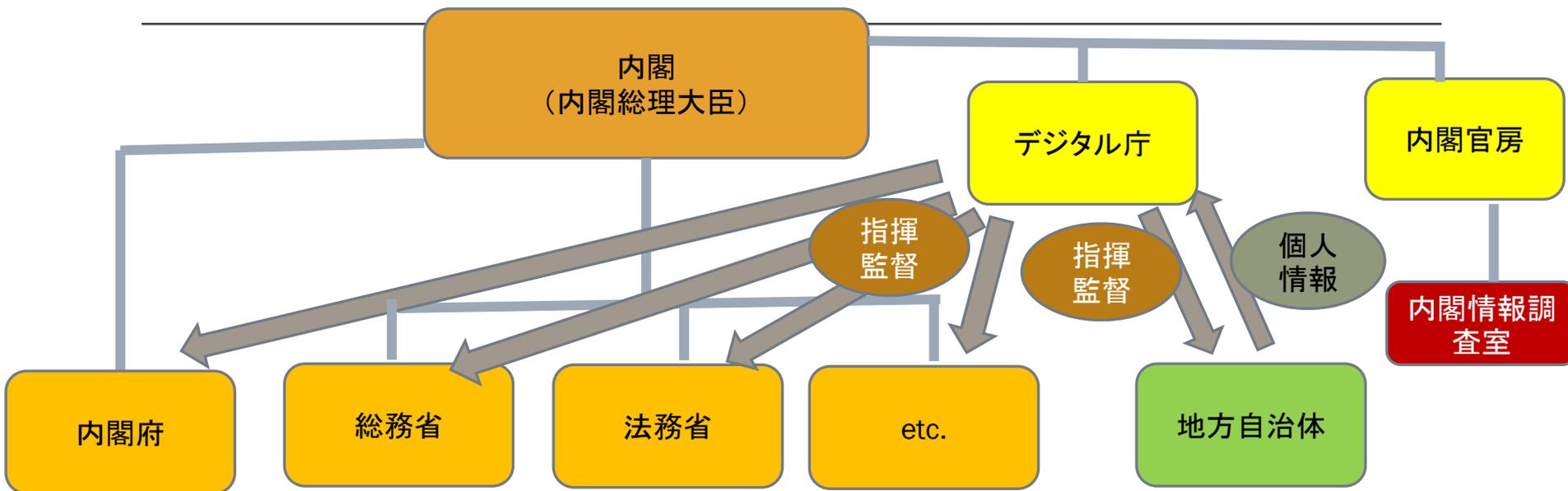
- ▶内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- ▶デジタル大臣は、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- ▶デジタル大臣は、1項事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- ▶デジタル大臣は、1項事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。☞これは復興庁にしかなかった!
- ▶デジタル大臣は、・・・関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

これは政府作成の組織図ですが・・・

デジタル庁の業務／予算のイメージ



これを縦向きに置き換えただけで、 デジタル庁の位置づけが明確化してくる



人事局を通じ、人事を通じた各省庁の掌握から、各省庁を内閣府化し、組織原理に基づく各省庁を統制できる体制へ

▶安倍政権の下で、2014年国家公務員法が改正され、幹部職員人事の一元化が図られ、内閣人事局が設置され、警察出身の杉田氏が局長に就き、今もその任にある。

▶2015年には、「内閣の重要政策に関する総合調整に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し内閣官房・内閣府の見直しが図られた。

▶内閣府設置法は、「分担管理事務」のほかに、「特定内閣事務補助事務」を追加した。すなわち、2015年の内閣官房・内閣府見直しのための「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が制定され、各省にも、「特定内閣事務補助事務」が拡大された。この事務については、各省庁がすでに「内閣府化」されているのである。

アジャイル型組織はなぜ必要？ 諜報組織をまねているのか。

- ▶ 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置する。大変頭でっかちの組織で何をやろうとしているのか。
- ▶ デジタル庁の内部組織も特殊である。デジタル庁には部も課も置かず、統括官・参事官が統率するチームで行動する。こういう組織をアジャイル型組織と呼ぶそうだが、過去に臨時組織の復興庁以外には前例がない。
- ▶ 500人の人員を抱え、うち100人は民間からの出向者で運営される組織をこのような組織形態にして、責任を持った組織運営ができるのか疑問である。全ての課員が、ばらばらでトップとだけつながっている。このような組織形態はなぜ必要なのか、疑問は尽きない。

平井氏がトップで公正な行政ができるはずがない。

▶平井卓也デジタル改革担当大臣は、東京五輪向けのアプリ発注に関して、受注企業への恫喝を示唆する発言を行っていたことが、朝日新聞と週刊文春によって報じられた。

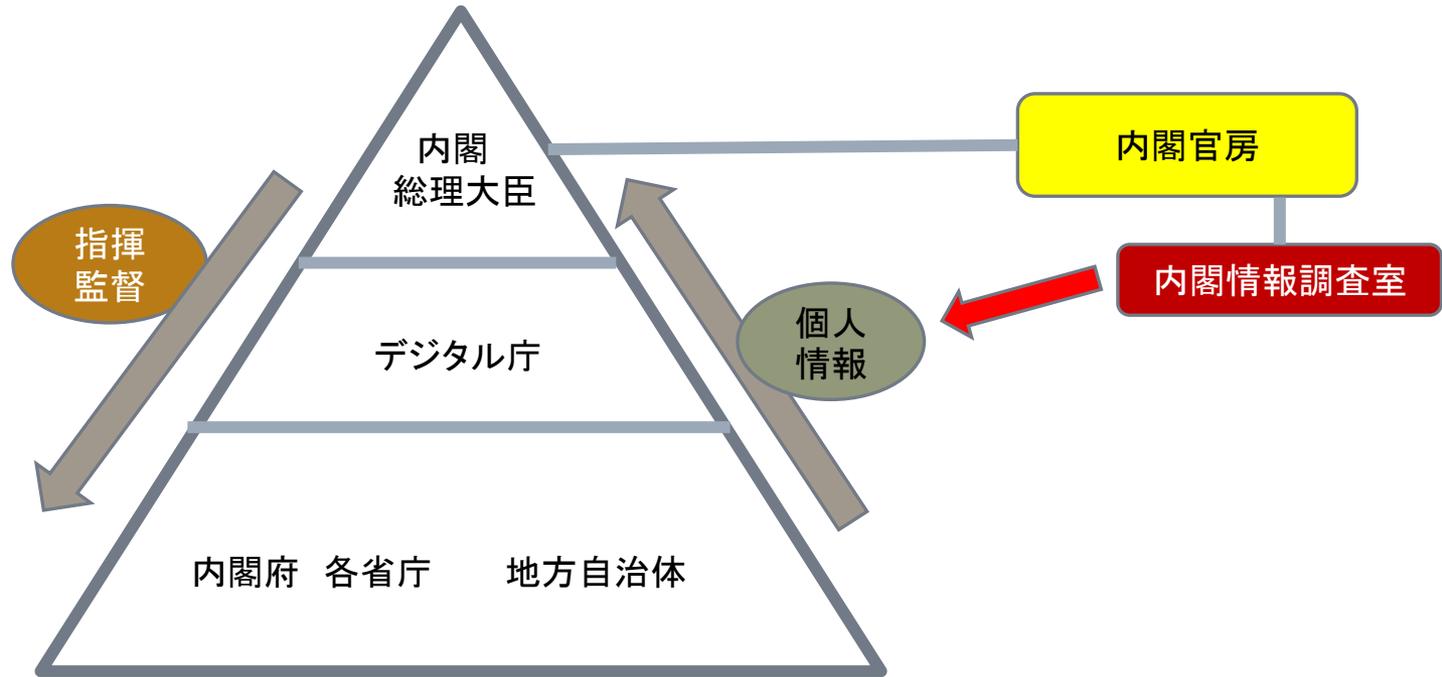
▶発言は4月に行われた内閣官房IT総合戦略室における幹部会議のもの。平井氏は「NECには死んでも発注しない」「象徴的に干すところを作らないとなめられる」「脅しておいたほうがいい」などと発言。

▶背景に自らの関係していた企業への発注を誘導する意図があったことも疑われている。

政府の答弁・説明から 浮かび上がる疑念

- ▶ 発足時は500人程度。一般職常勤職員が393人、一般職非常勤職員が128人。
- ▶ 4月に向けた民間人材採用をした。給与等は民間の実態を踏まえたものにできるよう検討したい。
- ▶ 週二日勤務の非常勤とすることで、民間のIT企業の職員多数がデジタル庁で働くこととなる。彼らは、国のために働くのか、所属企業のために働くのか。
- ▶ 政府幹部と大手企業との会食ですら、深い疑念がもたれてきた。この非常勤体制で、大手IT企業との癒着や不公正な組織運用が避けられるのか。

陰の法案立案担当者にあった 本当の組織構成はこういうものではないか？



人事局を通じ、人事を通じた各省庁の掌握から、各省庁を内閣府化し、組織原理に基づく各省庁を統制できる体制へ

▶安倍政権の下で、2014年国家公務員法が改正され、幹部職員人事の一元化が図られ、内閣人事局が設置され、警察出身の杉田氏が局長に就き、今もその任にある。

▶2015年には、「内閣の重要政策に関する総合調整に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し内閣官房・内閣府の見直しが図られた。

▶内閣府設置法は、「分担管理事務」のほかに、「特定内閣事務補助事務」を追加した。すなわち、2015年の内閣官房・内閣府見直しのための「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が制定され、各省にも、「特定内閣事務補助事務」が拡大された。この事務については、各省庁がすでに「内閣府化」されているのである。

**内調・公安警察・サイバー直轄
隊・土地規制法情報分析機関
による監視国家にならないか？**

平井卓也大臣の無邪気な答弁 で本当に安心できるか

- ▶ 中国のような監視社会型のデジタル化は非常に効率的だが容認できない。
- ▶ 日本は政府による情報の一元管理、個人情報、プライバシーは一番厳しい目で見ているので、監視社会は全然想定していない。

警察が全ての情報にアクセスし、即時に検索できる仕組みとならないか

▶デジタル庁は内閣直属の組織とし、その長は内閣総理大臣とされ、デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置くとされている。

▶まず国の諸機関、地方自治体の情報システムの共通仕様が強力に図られる。そして、データ主体（＝本人）の同意を要せず、省庁間、国と自治体間の情報共有を容易化することが法の重要な目的とされている。とりわけ、危惧されるのは国と自治体の情報について警察がデジタル庁へアクセスすることによって自由に取り出せる仕組みができる可能性があることである。

今も、警察は捜査照会で多くの情報を取得している。

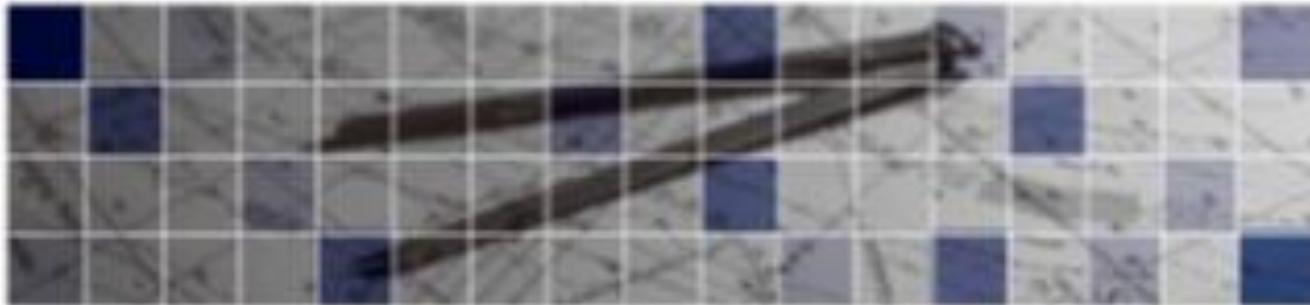
▶ 検察庁が、約300の企業などのリストをつくり、捜査照会を利用し、個人情報取得していることが明らかになった。このリストには、航空、鉄道など交通関係の会社、コンビニ、スーパー、家電販売店、携帯電話会社などさまざまな企業名がのっていた。このリストは、警察の協力のもとにつくられたものであり、捜査機関全体が、捜査関係事項照会（以下「捜査照会」と略）を利用して、個人情報取得している。

▶ 刑事訴訟法は、捜査照会について、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を受けることができる」（197条2項）と規定している。これにより、捜査機関は裁判所による令状もなく、市民の個人情報をもつ会社、自治体、団体などから、対象者の情報をえることができる。この制度は任意処分であり、企業や自治体は、捜査機関の要請を断ることもできるはずであるが、捜査機関の強い圧力によって協力をせざるを得ない状況にある。

内閣情報調査室は「総理の目と耳としての役割を果たし、官邸の柔軟かつ機敏な政策決定を支援しています。」

Mission 03

総理の目と耳としての役割 ～政策決定プロセスの支援～



06



インテリジェンスは、政策決定者の意思決定や判断を支援するために提供されます。

政策決定者が国家の進むべき方向性を決定する際、情報事情やリスク・利益といった物事の見過しがなければ、正しい判断を行えません。インテリジェンスとは、いわば国家という大きな船が航海する上での不可欠な海図と言えます。

「内閣情報調査室 新人採用案内2019」より 北村内閣情報官のあいさつ

「近年、我が国の安全保障体制の強化が進められており、インテリジェンス機能の強化はその中の極めて重要な柱となっている。

国家安全保障会議（NSC）が発足

安全保障上の重要機密情報を適正に管理するための「器」とも言える**特定秘密保護法**が施行されたことにより、インテリジェンス機関が国内外の機関との連携を深化させることが可能となった。

官邸直轄の情報収集部隊である**国際テロ情報収集ユニット**が発足/**国際テロ対策等情報共有センター**がスタートし、テロ容疑事案等に関する情報の迅速な共有、分析を進めている。

現在、内閣情報官として、多忙を極める総理日程の中、概ね週2回の定例報告の他、必要な場合には臨時の報告を行っている。**総理を直接支え、陰ながら我が国の安全の確保に貢献する誇りと使命感を得ることができる職務である。**新たな諸課題にチャレンジする進取の気概を持つ諸君が内閣情報調査室の一員に加わることを願ってやまない。」

総理に対するヤジを 取り締まる警察



▶2019年7月15日、札幌で参院選の演説をしていた安倍首相にヤジを飛ばした市民が強制排除されるという事件が発生した。総理に不快な思いをさせないために、総理の演説に対するヤジは取り締まるように、全国指令が出ていたのであろう。

▶このような警察権限の行使は警察の政治的中立性を定めた警察法2条違反だ。しかし、総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。

▶個人情報保護委員会だけで、このような権限の濫用を抑止することは困難だ。

他にも、気がかりな捜査の動向が

- ▶ 市民の抗議行動への刑罰適用（沖縄 基地反対闘争）
- ▶ 社民党選挙事務所の監視（大分）
- ▶ 市民団体の継続監視と企業への情報の提供（大垣署事件）
- ▶ 市民活動家のパソコンを微罪（ネット上での言い争いに名誉毀損罪を適用）で押収（東京）
- ▶ 憲法改正反対署名活動への警察の介入（東京）



『官邸ポリス 総理を支配する闇の集団』（講談社） 官邸ポリスが捜査関係事項照会で週刊 新潮記者の通話記録を取得か？

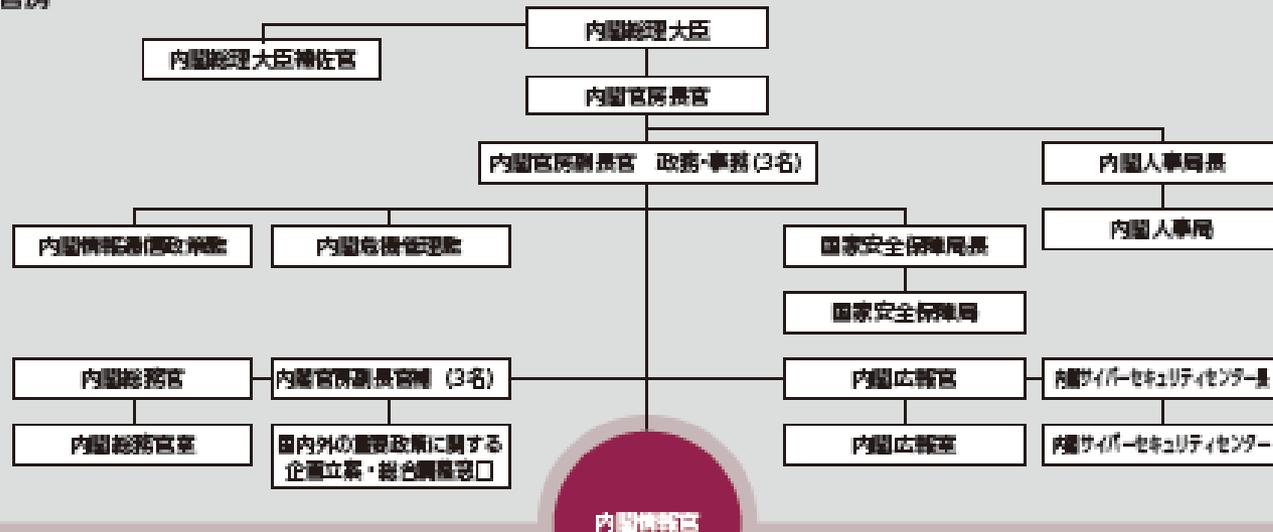
▶「財務次官のセクハラ」のくだり。

▶次官からセクハラ被害を受けていたテレビ局の女性記者がいると、18年の4月に週刊誌で報じられた。これは事実なのかどうか。次官は責任を認めず、官邸の危機案件「官邸ポリス」が動いて、警視庁が週刊誌の担当記者を割出す。そしてこの記者の通話履歴を携帯電話会社に照会、それにより、テレビ局の女性記者と頻繁に連絡を取っており、セクハラ被害に遭っていたのはこの女性記者だということをつかむ。

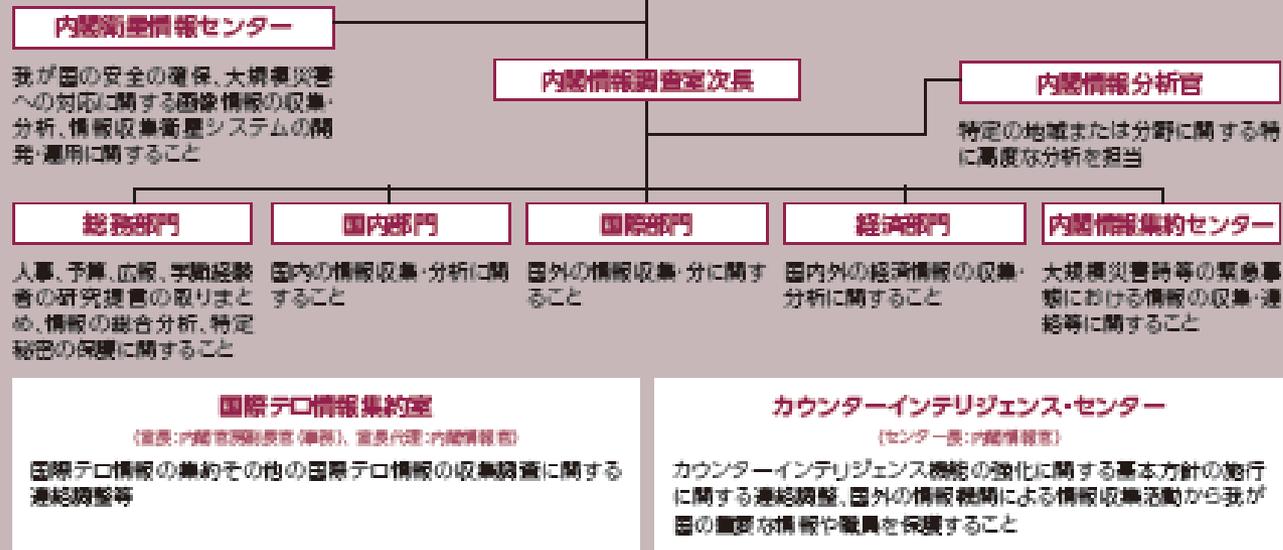
▶そして、被害状況を聞き出し、テレビ局幹部を呼び出し、深夜の会見で事実関係を公表させ、次官にとどめを刺した。

▶このとき、通話履歴の照会は、別件の「捜査関係事項照会」で行ったという。

内閣官房



内閣情報調査室



秘密保護法と共謀罪の推進力



2003年政府は共謀罪法を国会に提案(必要性はないが、条約批准のためにとの説明)、この時点での法案の推進勢力は外務省と法務省であった。

2005/6年には国会審議が始まったが、日弁連の強い反対もあり、法案は廃案に。

民主党政権下では、共謀罪法なしに条約を批准する途も模索された。

安倍政権はまず秘密保護法を制定。これを進めたのは内閣情報官の北村滋氏。

その後、共謀罪法の制定を目指してきた。その推進力は、やはり公安警察出身の官邸官僚である北村滋氏であった。

北村滋氏の論文「内閣総理大臣と警察組織—警察制度改革の諸相」

(安藤忠夫、國松孝次、佐藤英彦編『警察の進路～21世紀の警察を考える～』所収 平成20年 東京法令出版)

- ▶この論文は、戦後の警察制度改革の歴史的な経過を跡付けたうえで、今後の警察の国家的な位置づけについて論じたものである。
- ▶「以上述べてきたとおり、内閣総理大臣の国の警察行政機関に対する関与の在り方は、両者の関係を規律する法律により区画であり、特に、緊急事態における警察行政機関に対する内閣総理大臣の直接的な統制等の有り様を見ると、従前の通説のように、両者の関係を表す「所轄」を「指揮命令権のない監督というべく、指揮監督よりは更に弱いつながりを示すものである。」と一概に断じ得るかについては、一考を要するのではないか。」
- ▶これは、緊急事態における内閣総理大臣を介して政府と警察組織の直接の指揮命令関係がありうるものと論じようとしているようにみえる。

▶さらに、同論文は次のようにまとめられている。

「戦後の新たな警察制度構築に向けた総司令部と内務省当局との間の交渉は、戦前・戦中と統治機構に君臨した内務省自体の解体と大日本帝国憲法下における国体護持の支柱と考えられた国家警察の徹底した分権化を目指す総司令部、そして、この内務省自体を換骨奪胎し、現行憲法に適合する形で存続させ、さらに、警察機構についても引き続きその影響下に置こうとする内務省当局との熾烈な折衝の過程ということができる。」

▶「マッカーサー書簡により裁定され、また、旧警察法により具現化された新たな警察の有り様は、当時の内務省警保局の予想をはるかに上回る徹底した分権化、民主化を図るものであった。しかしながら、現実を無視した理念先行の改革は、結局、我が国の風土、そして、治安の現場に根づくことはなかった。」

「現行警察法下における警察の中央機構に対する改革提言は、第一次臨調を最後として、地方行政をいわば切り口とし、内務省類似の組織として、国の警察組織と地方行政の管理部門とを統合するという考えはむしろ少数となり、その意味で、「内務省の復活」は、過去のものとなりつつあると言えるのではないか。

むしろ、近年においては、内閣の危機管理機能を強化するという観点から、警察、海上保安、麻薬取締り、そして入国管理といった治安保安機構を統合するという考え方が大きな趨勢であり、・・・中央省庁等改革において、国家公安委員会が内閣府の外局として位置付けられることとなった経緯においても、その論拠として緊急事態における内閣総理大臣と国の警察組織との関係が挙げられたことにも注目すべきであろう。

一方、内閣の危機管理機能が強調されればされる程、また、行政改革会議の中間報告のように、仮に国家公安委員会の下に治安保安機構が統合されるような方向となれば、合議制である行政委員会一般に内在する問題としての国家公安委員会の意思決定における迅速性の限界や国家公安委員会と内閣の首長たる内閣総理大臣との意思疎通の在り方等が問題とされる局面も生じてこよう。」

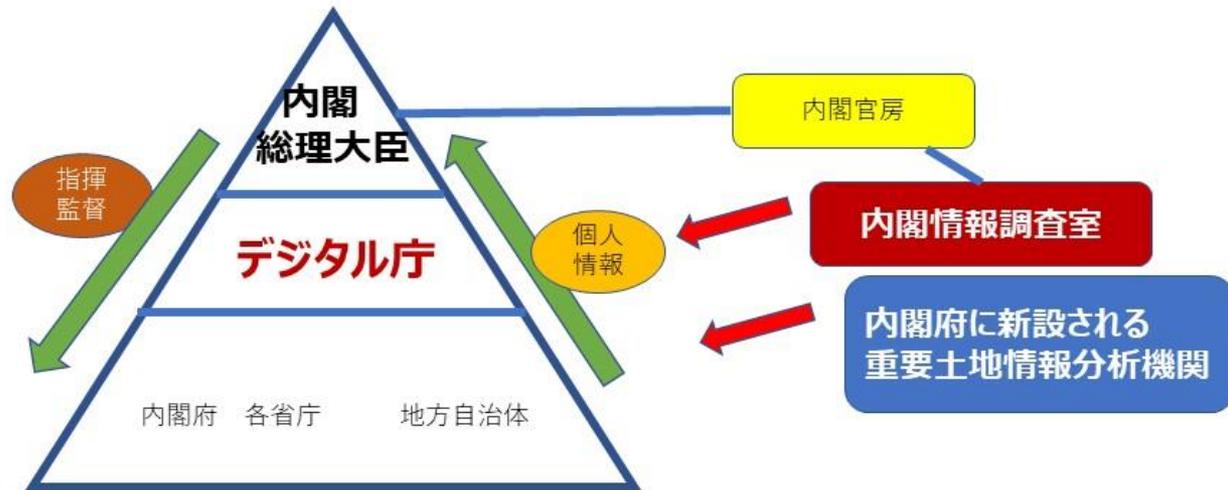
法案に埋め込まれた デジタル独裁の野望

次々に設立される官邸周辺のデジタル情報機関

- ▶ 政府は、国会答弁において、デジタル庁はITシステムの共通仕様化を図るだけで、みずからデジタル情報を集めるようなことはしないと、繰り返し答弁し、デジタル庁が監視社会化につながることはないと説明した。
- ▶ しかし、各行政機関 や地方自治体の保有個人情報デジタル庁と同じ内閣に置かれる内閣情報調査室、土地規制法に基づいて内閣府に設けられる情報分析機関、国家警察化する公安警察組織、さらには今後設置される予定とされる警察庁サイバー局サイバー直轄隊等は、生身の個人情報を収集し、管理・分析することができる。
- ▶ 監視社会化への懸念には具体的な根拠がある。

内閣に置かれるデジタル庁をハブとして、内閣に置かれる内調、内閣府に置かれる重要土地に関する情報の分析機関、サイバー直轄隊などは連携して、**中央国家情報機関 = JCIA** を目指しているように見える。

デジタル監視法案と重要土地規制法案を立案した者の頭の中にあつた本当の組織構成は？



警察組織のもとには国家警察化している各都道府県の公安警察さらには、警察庁に新たに置かれるサイバー直轄隊が含まれる。

デジタル庁は内閣に置かれ総理大臣に直接仕える機関であり、他の行政機関より優位に立ち、勧告ができ、他の官庁は勧告を尊重しなければならない。

▶専修大の行政法担当の白藤博行先生の報告はまさに衝撃的なものであった。白藤先生は、デジタル改革関連法案はデジタル独裁体制・警察監視国家を現出させるものだと指摘された。

▶デジタル改革関連法案が持つ問題は、単に国民に対する監視・地方自治体に対する共通仕様の押し付けだけではなく、「国家のデジタル統治化」、究極的には、地方を含めた国家統治構造を根底から変容させようとしているところにある。

▶いま、我々が見ているのは、杉田氏・北村氏という警察・公安官僚を両脇に置いた内閣総理大臣によるデジタル独裁体制・警察監視国家の現出なのだと認識すべきである。

官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をもしのぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある

▶総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察組織ではないという理由で、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。

▶そして、安倍政権で長く内閣情報官を務めてきた北村滋氏が、国家安全保障局長に就任した。初代の内閣情報官を務めた杉田和博氏が官房副長官として内政を、国家安全保障局長の北村氏が外政を担当することで、菅政権の下で両名とも留任してきた。そして、北村氏は、デジタル庁に横滑りする可能性が指摘されている。

▶内閣の危機管理機能強化を唱え、官邸・内調と並んで内閣総理大臣を長とし、デジタル情報を集約するデジタル庁が内閣府を構成する官庁としてすべての省庁に君臨するような形になれば、官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をもしのぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある。

法成立後の必要な 法改正と運用改善の課題

必要な自己情報コントロール権の明示

- ▶ 個人情報保護法に自己の情報の収集や利用、管理を勝手にさせない「自己情報コントロール権」を明示
- ▶ 個人情報の利用・提供が可能な条件の限定
- ▶ 地方自治体のシステム統一に関する義務化の見直し

デジタル改革に名を借りて、国家統治の独裁化を図ることは許されない。法案には根本的な修正が必要だ

(1) デジタル庁は内閣ではなく内閣府に置くこととすべきである

(2) デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とすべきである

(3) デジタル大臣の他の行政機関に対する勧告の尊重義務の規定はなくすべきである。

改正個人情報保護委員会だけで、 情報機関を統制できるか

▶改正個人情報保護法では、一元化を機に、個人情報保護委員会に対して行政機関の長に対する勧告権を新たに付与した。

▶個人情報保護委員会は、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき等は、個人情報取扱事業者に対して勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。❖**行政機関への命令も勧告の尊重義務もない。**

▶個人情報保護委員会に対して他の行政機関の長に対する命令権限を付与することは、我が国の行政組織の基本的な体系と整合しない。❖**デジタル庁には認められる勧告尊重義務すらない**

問題ある個所の削除と個人情報保護を強化する抜本的法案修正が必要である

▶ デジタル庁の創設と同時に、個人のプライバシー保護の基本的制度整備が同時に行われる必要がある。

(1) 公権力が、自ら又は民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止する法制度。

(2) 監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査等に利用するに際して、これを適正化するための新たな法規制。

(3) 通信傍受の適正な実施についての独立した第三者機関による監督制度。

▶ 個人情報保護委員会の組織を拡大・強化し、その人員も公正取引委員会なみの800人に組織を拡充し、その独立性を高めることによって、その監督権限を強め、体制を強化することが必要不可欠であること。

▶ 特定秘密の指定と情報機関の諸活動について、個人情報保護委員会とは別に、特別の監視機関が必要であること。

デジタル改革に名を借りて、国家統治の独裁化を図ることは許されない。法案には根本的な修正が必要だ

(1) デジタル庁は内閣ではなく内閣府に置くこととすべきである

(2) デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とすべきである

(3) デジタル大臣の他の行政機関に対する勧告の尊重義務の規定はなくすべきである。